

# 障害者を雇用したことがない事業主 精神障害者を雇用したことがない事業主の皆様へ

## 障害者職場実習支援事業のごあんない

障害者を雇用したことがない事業主、精神障害者を雇用したことがない事業主の皆様が、障害者の受入を進めるため、就職を目指す障害者を対象として職場実習を計画し、実習生を受入れた場合に、障害者職場実習受入謝金等を支給します。

対象となる障害者	対象となる措置	支給額	支給回数
①過去3年間、障害者の雇用実績がない事業主の場合 ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者	<b>職場実習の受入</b> ・実習期間 1週間～1か月 (5～20日間程度) ・1日当たりの実習時間 3時間程度～	<b>職場実習受入謝金</b> 実習対象者1名につき 1日 5,000円  限度額 同一年度で50万円	同一年度 2回まで
②過去3年間、精神障害者の雇用実績がない事業主の場合 ・精神障害者	<b>実習指導員(※)の委嘱</b>  (※)実習指導員の要件 ・職場適応援助者養成研修修了者で、障害者に対する就労支援の経験が1年以上ある方 ・障害者に対する就労支援や雇用管理の経験が3年以上ある方	<b>実習指導員への謝金</b> 1日 16,000円  〔1日の支援時間が4時間未満の場合〕 8,000円  ※事業主が実習指導員に対価を支払った場合に支給します。	

### 【留意事項】

- 認定申請書の提出期限は、職場実習を開始しようとする日の1か月前までです。
- 職場実習計画の策定や進め方については、最寄りのハローワークや支援機関等にご相談ください。

謝金等を受給するためには、定められた要件を満たす必要があります。  
詳しい内容につきましては、所在する都道府県支部高齢・障害者業務課(東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課)へお問い合わせいただくか、機構ホームページでご確認ください。  
<http://www.jeed.or.jp/disability/subsidy/index.html>



## 職場実習の対象となる障害者

- (1) **身体障害者**とは、原則として身体障害者福祉法施行規則別表第5号身体障害者障害程度等級表の障害等級第1級から6級までに掲げる身体上の障害がある者および7級に掲げる身体上の障害が2以上重複している者をいいます。
- (2) **知的障害者**とは、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医または障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「法」といいます。)第19条第1項の障害者職業センターにより知的障害があると判定された者をいいます。
- (3) **精神障害者**とは、法第2条第6号に規定する精神障害者であって、次のイまたはロに掲げている者で症状が安定し、就労が可能な状態にあるものをいいます。
  - イ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
  - ロ 統合失調症、そううつ病またはてんかんにかかっている者(イに掲げる者に該当する者を除きます。)

## 認定申請から支給決定までの手続の概要

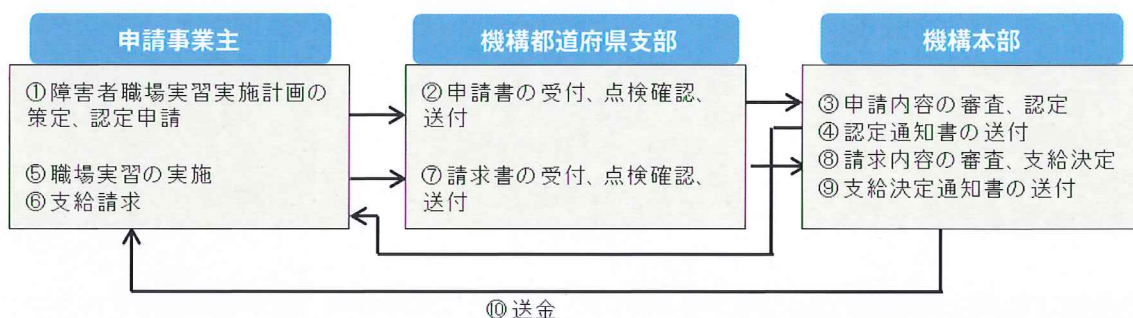
### 1 認定申請の手続

- (1) 認定申請を行う事業主は、職場実習を開始しようとする日の1か月前までに**障害者職場実習実施計画認定申請書**および**添付書類**を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「機構」といいます。)に提出します。提出窓口は申請に係る事業所が存在する都道府県支部となります。
- (2) 審査結果は、**障害者職場実習実施計画認定通知書**または**障害者職場実習実施計画不認定通知書**により、事業主に通知します。

### 2 支給請求の手続

- (1) 支給請求を行う事業主は、職場実習の終了した日の属する月から1か月以内に**障害者職場実習受入謝金等支給請求書**および**添付書類**を機構に提出します。提出窓口は認定申請書を提出した都道府県支部となります。
- (2) 審査結果は、**障害者職場実習受入謝金等支給決定通知書**または**障害者職場実習受入謝金等不支給決定通知書**により事業主に通知します。なお、謝金等は事業主が指定する金融機関の口座に機構から振込みます。
- (3) 謝金等の支給にあたり、機構が必要とする事項を遵守することを条件とします。

## 手続の流れ図



## 不正受給について

不正受給とは、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない支給を受け、または受けようとするをいいます。ここでいう不正の行為には、詐欺、脅迫、贈賄罪等刑法(明治40年法律第45号)に抵触する行為のほか、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に認定申請書及び支給請求書その他の機構に提出する書類に虚偽の記載を行ったり、または偽りの証明を行うことが該当します。

不正受給であることを機構が判断した場合は、次の措置を行います。

- (1) 不正受給に係る謝金等の返還命令
- (2) 返還通知書を発出した日の翌日から3年経過後の応当日までの謝金等の不支給
- (3) 延滞金の徴収

不正受給であることを事業主が認めた場合または機構が不正受給であることが明らかであると判断した場合は、不正受給を行った事業主の名称等を公表することがあります。

## その他

- 1 職場実習の申請のために実習対象者等の個人情報を取得、利用および機構に提供するにあたっては、個人情報保護の観点から、「個人情報の保護に関する法律」に従うとともに、厚生労働省の策定した「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」(厚生労働省HP <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisha02/pdf/78.pdf>)に準じ、取扱いに留意してください。
- 2 申請書等の記載事項を確認するため、必要に応じて追加の書類の提出または提示を求めることがあります。また、追加した書類を含め、事業主から提出された書類の内容について、事業主以外の関係者に対して直接質問することがあります。なお、これらの確認にご協力が得られず、支給要件に照らして申請書等の内容に疑義が認められるときは、謝金等を支給できないことがあります。
- 3 謝金等支給前後に、支給内容の確認のために、受給事業主等を訪問調査することがあります。なお、調査訪問の際には、職場実習実施計画の実績確認等をさせていただくほか、事業主(事業所)の業務(営業)時間中等に無通告で実施することがありますので、あらかじめご承知おきください。
- 4 申請等にあたって、ご提出いただきました書類につきましては、返却いたしませんのでご了承ください。



# 各種助成金の申請に係る留意事項

## (障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金)

障害者雇用納付金制度に基づく助成金(以下「助成金」といいます。)は、事業主から徴収した障害者雇用納付金を財源として予算の範囲内で支給するものです。

助成金の支給対象となるのは、事業主が、障害者の雇入れ又は雇用継続を図るために、その障害者個々の障害特性による課題を克服して、就労を容易にするための措置を講じるに当たり、一時的な経済的負担が生ずる場合であり、その費用の一部を助成金として支給します。

助成金は、事業主の皆様が行う措置の区分ごとにいくつかの種類が設定されており、それぞれの申請における主な留意事項は以下のとおりです。

### 障害者作業施設設置等助成金

助成金の支給対象となるのは、障害者の雇入れ又は雇用継続を図るため、障害者個々の障害特性から生じる就労上の課題を克服するための配慮された作業施設や附帯施設、作業設備の設置又は整備を行なう場合です。

このため、これらの施設や設備の設置又は整備を行うと、単に作業効率が上がる場合や、事業を行うために本来必要な施設・設備の設置又は整備をする場合は、助成対象になりません。また、障害者総合支援法に基づく就労継続支援事業(A型)を行う事業所は、本来、事業を行うため、障害者に配慮された施設・設備が必要であることから、これらの設置・整備に係る申請は、助成対象とはなりません。

**助成金の支給対象に係る適否は、個々の助成金認定申請ごとに、対象となる障害者の障害特性、従事する業務、就労場所及び対象障害者ごとの配慮措置等により総合的に判断します。**このため、申請された施設・設備の一部が助成対象となる場合があります。

### 助成金の支給対象とならない例

**1 知的障害者がクリーニング作業の中のプレス業務を行うため、メーカーオプションによる安全装置が付いた最新式のプレス機を、新規に購入する場合。**

安全装置は、作業中の誤作動等を防止するもので、障害者以外の者が使用する場合にも必要な装置であり、知的障害に対応した特別の配慮ではなく、また最新式の設備は、障害者以外の者が使用しても作業効率の向上が望めるため、対象障害者個々の障害特性から生じる課題の克服ではなく、事業を行うために本来必要な設備であるため、助成対象とはなりません。

**2 事業の拡大に伴い障害者を多数雇入れに当たり、個々の対象障害者の障害特性による課題が多様化し、また施設も狭隘になっていることから、適切な作業管理を行うために作業施設を新設する場合。**

対象障害者個々の障害特性による就業上の課題を解消するため、どのような措置を講じるか具体的に明らかになっていないこと、また、作業施設の設置は作業管理が目的で、事業主の事業活動を行うために必要なものであることから、助成対象とはなりません。

### 障害者福祉施設設置等助成金

雇用されている障害者の福祉の増進を図るため、障害者が利用できるよう配慮された福祉施設の設置又は整備を行う事業主等に対して、その費用の一部を助成します(対象障害者は既雇用者のみです)。

(注) 就労継続支援事業を行う事業所については、障害者作業施設設置等助成金と同様に取扱います。

### 障害者介助等助成金

障害者介助等助成金は、障害者が主体的に業務を実施するための介助や、職場での問題を解決するための相談又は援助などの人的支援の措置を講じなければ、新規雇入れ又は雇用継続が困難であると認められる事業主に対して、その費用の一部を助成します。

ただし、人的支援の措置が、それぞれの助成金に定められた障害の状況、人的支援の内容及び基準に満たない場合は、助成金の対象とはなりません(事業主による人的支援のすべてが助成対象となる訳ではありません)。



## 重度障害者等通勤対策等助成金

助成金の支給対象となるのは、雇用する障害者個々の障害特性により通勤が困難であるため、事業所の近隣に障害に配慮された住宅の賃借、通勤用のバス若しくは自動車の購入又は駐車場の賃借など、通勤を容易にする措置を講じなければ雇用継続が困難であると認められる場合です。

助成金の支給対象についての適否は、個々の助成金認定申請ごとに、対象となる障害者の障害特性、それによる通勤困難性のほか、申請時における住居から事業所までの距離・時間・公共交通機関並びに通勤の状況、配慮する措置等について総合的に判断します。

このため、単に障害特性のみでは助成金の支給対象とならない場合があります。また、通勤困難である理由が、障害者以外の方にとっても通勤が困難であるなど、対象障害者の障害特性によるものではない場合は、助成金の支給対象とはなりません。

### 助成金の支給対象とならない例

1 東京都内の自宅から近距離にある事業所に勤務していた障害者が、大阪府内にある事業所に転勤することになり、東京都内の住居から大阪府の事業所まで通勤することが困難であるため、事業主が大阪府の事業所の近隣に住宅を確保する措置を講じた場合。

障害者以外のものであっても、東京都内の自宅から大阪府内の事業所に通勤することは困難であるため、対象障害者の障害特性による通勤困難では無いことから、助成対象とはなりません。

2 住居から路線バスを使用して事業所へ通勤していた障害者が、その路線バスが廃止されたため通勤が困難になったことから、通勤用自動車を購入する措置を講じた場合。

障害者以外のものであっても、使用していた公共交通機関の廃止は、通勤困難であるため、障害特性による通勤困難では無いことから、助成対象とはなりません。

## 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金は、雇用する障害者の人数や施設・設備が、機構の定める基準を満たしていることに加え、経営基盤や雇用条件等が良好であり、重度障害者等の雇用促進を図る上で模範的である場合に支給します。模範的であるとは、雇用する重度障害者を含む従業員に対する処遇、雇用管理、今後の雇入計画及び職場定着状況等の面で、その地域又は業種における他の事業主等と比べて優れていることをいいます。

助成金の受給資格の認定に当たっては、上記の観点に加え、提出された事業計画から、特例子会社である場合は親会社の支援等を、また第三セクター方式で設立された場合は出資した自治体の支援を審査します。

また、障害者総合支援法に基づく就労継続支援事業を行う事業所においては、当該事業を行うための障害者に配慮された施設・設備の設置・整備や人的支援は、本来必要であることから、更に、その地域又は業種における他の事業主等と比較して優れていると判断できる措置を講じていることが必要です。

### 留意事項

次のいずれかに該当する事業主は、助成金を受けることができません。これらの要件に該当するにもかかわらず、それを偽って助成金を申請又は受給した場合には、不正受給処分として、助成金の3年間不支給措置を講じるほか、機構のホームページに事業主名等を公表します。

また、不正受給により、助成金を受給している場合には、当該不正受給に該当する助成金の返還に加え、延滞金を納付していただきます。

- 1 過去3年以内に不正受給処分による助成金不支給措置を受け、その期間内に申請した事業主
- 2 不正受給により生じた助成金の返還が終了していない事業主
- 3 継続性を有する事業活動又は法令を遵守した適切な運営がなされていない事業主
- 4 労働関係法令違反により送検処分を受けている事業主
- 5 厚生年金保険及び健康保険の加入義務がある事業主等であって、加入していない事業主、又は加入していても助成金対象障害者に係る保険料を支払っていない事業主
- 6 風俗営業法に定める接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業及び接待業務受託営業を行っている事業主
- 7 暴力団関係事業所の事業主
- 8 申請書類等に虚偽の記載又は添付書類中の契約書、請求書、領収書等の支払証拠書類を偽造している事業主

※各種助成金の詳しい留意事項は機構のホームページをご覧ください。